

舞鶴・パーム油発電所計画の合同会社

来月にも解散手続き

**新出資者なれば
3者協議で表明**

た成果があった。計画が完全になくなつた訳ではないので、問題点を引き続き調べていく」と話した。

環境保全委員会のメンバーらが、発電所稼働に伴う窒素酸化物排出量や騒音の基準値などについて指摘し、市などと議論した。

(大西成美)

発電所計画の事業主体
が、解散手続きに入る
可能性を報告した3者
協議（舞鶴市喜多・舞鶴

舞鶴市喜多の府有地に計画されているパーム油を使ったバイオマス発電所について、事業主体の合同会社を保有する外資系企業が、新たな出資者が6月末までに現れない場合、7月から合同会社の解散手続きに入ることが13日、わかつた。国の固定価格買い取り制度を利用して(FIT)制度を利用

する計画だが、認定は
合同会社が取得してお
り、事業が白紙になる
公算が大きくなつた。
事業を進める市と日
立造船が、同市喜多の
舞鶴21ビルで開かれ
た、地元の喜多地区環
境保全委員会との3者
協議で明らかにした。
発電所は、合同会社
から委託を受けた日立
造船（大阪市）が建設
には、外資系企業が井
機関からの融資が困難
なことなどを理由に、
事業からの撤退を表明
していた。日立造船に
よると、外資系企業か
ら、事業を引き継ぐ出
資者は現時点でないと
聞いているという。

大西寛治委員長（65）

6

21
ビル

卷之三

